

## 吉野町子ども・子育て会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他正当な理由があると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (会議録)

第3条 会議における会議録は次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事の経過及び概要
  - (4) その他必要な事項
- 2 会議録は原則公開とし、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、会議録の全部または一部を非公開とすることができる。

### (庶務)

第4条 会議の庶務は、吉野町教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この規則は、平成25年 11月 27日から施行する。